

市民課から
お知らせです



国民年金保険料の納付は 口座振替が便利でお得!

便利な点：金融機関やコンビニエンスストアへ支払いに行く手間と時間が省けます。

お得な点：振替方法によって割引があります。

【令和元年度の振替方法別割引額】

振込方法		1回あたりの 納付額	割引額	口座振替日
2年前納		379,640円	15,760円	5月7日
1年前納		192,790円	4,130円	5月7日
6ヶ月 前納	4月～9月分	97,340円	1,120円	5月7日
	10月～翌年3月分			10月31日
当月末振替(早割)		16,360円	50円	当月末
翌月末振替		16,410円	なし	翌月末

今年度の
国民年金保険料
(月額)は
16,410円です。

【注意点】

- ・令和元年度6カ月前納（10月～翌年3月分）の申込締切日は、8/30（金）です。
- ・2年前納、1年前納および6カ月前納（4月～9月分）の場合の申込締切日は、前年度の2月末です。
- ・振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。
- ・保険料が一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用いただけません。
- ・必要書類に関しては、事前にお問合せください。

～障害年金を受給している方へ～

令和元年から障害状態確認届（診断書）等の手続きが変更されました。

誕生月が令和元年8月以降の方は、障害状態確認届（診断書）の作成期間が提出期限1カ月以内から3カ月以内に拡大されました。これまで誕生月の前月末頃に送付されていた障害状態確認届（診断書）の用紙は、誕生月の3カ月前の月末に日本年金機構から送付します。

(日本年金機構)

(受給者)

《例：8月生まれの方》
変更前：7月末頃に診断書を送付 → 8月末までに提出
変更後：5月末に診断書を送付 → 6月～8月末までに提出

【20歳前の傷病により障害年金を受けている方の場合】

- ①毎年7月に提出していた所得状況届（ハガキ）の提出が原則不要となりました。
- ②障害状態確認届（診断書）は、これまで7月末までの提出となっていたが、誕生月が令和元年8月以降の方は、提出月が誕生月の末までになりました。また、障害状態確認届（診断書）の作成期間が提出期限1カ月以内から3カ月以内に拡大されました。これまで6月末頃に送付されていた障害状態確認届（診断書）の用紙は、誕生月の3カ月前の月末に日本年金機構から送付します。

●お問合せ 市民課 ☎893-4411 年金係 内線 114・366